

平成 30 年 11 月 6 日  
庁 議 資 料

## オープンデータの取組みについて

官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）により、オープンデータの推進が義務付けられています。平成 30 年 8 月 29 日付けにて東京都より協力依頼のありました、東京都全体でのオープンデータ公開に向けた取組みに、狛江市も参加し協力します。つきましては、関係部署におけるデータの作成（Excel ファイルへの入力）等について、ご協力をお願いいたします。

この取組みについては、東京都と区市町村が連携して、国が定めた推奨データセットに準拠した東京都標準フォーマットでオープンデータを公開することにより、効果を最大化していくことを目指します。今年度中に、推奨データセット（13 種類）のうち、子育てと観光分野の下記 5 種類について、オープンデータを東京都オープンデータカタログサイトへ公開します。

### 記

#### 1. 公開する情報

##### ① イベント一覧情報【平成 30 年 12 月開始・毎月更新】

※ 子供・子育て、観光及びスポーツに関係するイベント。ただし、平成 30 年 12 月に公表されるイベントから対象。

(例) ・各種施設等の見学 (〇〇施設見学会)

- ・自然とのふれあい (植物の鑑賞、動物ふれあい体験、農業体験)
- ・公民館・児童館・図書館・子育てひろば等で行われる、子供の教育や交流に資するイベント (子供おはなし会、映画会、交流会、〇〇祭り等)
- ・各種展示 (〇〇展等)
- ・文化等体験 (〇〇ワークショップ、〇〇作り体験)
- ・スポーツ観戦・体験 (〇〇大会観戦者募集、パラスポーツ／新スポーツ体験)

②公共施設情報【平成31年3月開始・年1回更新】

※ 不特定多数の子供・子育て世帯または観光客の利用が見込まれる施設。

(対象となる公共施設) 公園・庭園等、児童館、子育て広場、文化施設、スポーツ施設、体育施設を開放している学校、その他上記要件に合致する施設

③公衆無線 LAN アクセスポイント情報【平成31年3月開始・年1回更新】

※ 各自治体が設置・管理するもの。

④文化財情報【平成31年3月開始・年1回更新】

※ 各自治体が文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第百八十二条第二項の規定に基づき指定等したもの。ただし、東京都文化財保護条例(昭和51年東京都条例第25号)の規定による指定を受けている文化財は除く。また、所有者の了解が得られたものを対象とし、一般公開していないものも除く。

⑤観光施設情報【平成31年3月開始・年1回更新】

※ 設置主体を問わず、各自治体が観光資源として情報発信すべきと考えるもの。

(例) 博物館・記念館、自然景観、神社・仏閣、商業施設、宿泊施設、飲食店等

2. その他

詳細については、別途、総務課情報システム係より事務連絡にて依頼をいたします。